

町税の納め忘れはありませんか？

令和6年度分町税の法定納期限(町県民税:令和7年1月31日、固定資産税:令和7年2月28日、軽自動車税:令和6年5月31日)は終了しました。法人住民税については、確定申告提出期限までに申告納付することとされ、その日が法定納期限とされています。

また、令和5年度以前の未納分については、すでに法定納期限を過ぎています。これまで、各税の期毎の法定納期限内に納めていない方に対し、督促状や催告状を送付しましたが、納め忘れはないでしょうか？

税は、みなさまで公平に負担しなければなりません。納付期限内納付にご協力をお願いいたします。納め忘れの方は、お早めに納めていただきますようお願いいたします。

※納付期限内に納付が難しい場合は、お早めに八重瀬町役場 税務課までご相談ください。督促状や催告状を送付しても、納めない方に対しては、滞納処分を実施しています。

納期内納付と滞納処分

自主納付

町税は、納税者のみなさまが定められた期限(納期限)までに、自主的に納めていただくものであり、町税に限らず税金本来のあり方です。

町税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になれば督促状が送られてきたり、本来納めるべき税額のほかに督促料や延滞金を納めなくてはなりません。

滞納処分

町税を滞納したままにしておくと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な町税を確保するために、やむを得ずその人の財産(給与、預金、不動産、動産など)を差し押さえることとなります。また、差し押さえられた後も特別な理由もなく滞納を続けると、その財産を公売(取立て)し、町税に充当することとなり、この一連の手続きを滞納処分といいます。

町税の滞納処分(差押え)とは

- 滞納者への事前連絡や同意は必要としません。
- 裁判所の許可(判決)を必要としません。
- 金額に関係なく、少額でも差押えを行います。

《お問い合わせ | 税務課 収納班 | 098-998-2700》

一般的な滞納処分の流れ

町税を納期限までに納付されない場合

督促状の送付
納期限から20日以内に発送します

差押えの要件
督促をうけ、10日経過した日までに完納しないとき

財産調査
給与や預金、不動産、動産を調査します

財産の差押え

公売等・滞納町税へ充当

『農地所有者・農家の皆様へ』

◎農地の貸借・売買の手続きが変わります。

令和7年4月より地域計画が始まります。今後、農地の貸借・売買については、農林水産課にて事前確認が必要となります。

農地を貸借・売買する際には役場での手続きが必要です。
手続きの方法は2種類!!

1. 農地法3条申請・・・担当部署:農業委員会
2. 農地中間管理事業・・・担当部署:農林水産課

※個人間での貸借契約をする際も必ず役場での手続きを行いましょう。

◎農地の相続について

令和6年4月より、相続登記を行う事が義務化されています。未相続の農地については、相続の手続きを行うようにしましょう。



《お問い合わせ》

農業委員会 ☎098-998-9840
農林水産課 ☎098-998-4624

農業初心者向け講座 やえせハルサー塾

受講生募集

八重瀬町種苗センターでは、農業初心者向け講座「やえせハルサー塾」を開講します。栽培基礎知識、農具の使い方など農業を行うために必要な基礎知識をお伝えします!

- ◆期 間: 令和7年5月～令和8年3月(全20回)
- ◆実 施 日: 火曜日コース、土曜日コース(※いずれかのコースを選択)
- ◆定 員: 各コース20名(応募多数の場合は抽選となります。)
- ◆講座時間: 午前10時～正午まで(2時間)
- ◆受講料: 56,000円(20坪の畑が使用可)、43,000円(10坪の畑が使用可)
- ◆応募資格: 八重瀬町在住の農業に興味関心がある方
- ◆場 所: 八重瀬町種苗センター(字大頓2145番地)
- ◆申込方法: 八重瀬町種苗センターまたはホームページで申込用紙を入手し、申込期間内にお申し込みください。
- ◆申込期間: 令和7年3月3日(月)～令和7年3月31日(月)

◆やえせハルサー塾事前説明会

説明会日時: 令和7年3月19日(水) 午前10時～
説明会場: 八重瀬町種苗センター(管理棟内)



▲八重瀬町種苗センター
ホームページ

《お問い合わせ | 八重瀬町種苗センター | 098-851-4608》

広告欄

八重瀬町 Okunaka-Yamato Town

八重瀬町ホームページ・広報やせに 広告を掲載しませんか？

お店やイベントのPR
求人募集
 などにご活用ください

▶詳しくは町HPまたは右の2次元コードよりご確認ください